
プロジェクト **リスク軽減会計**項目 **第 42 回保険契約専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 42 回保険契約専門委員会（2026 年 5 月 19 日開催）において、IASB 公開草案「リスク軽減会計 ― IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「本公開草案」という。）の概要及びコメント・レターにおける対応方針案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見**（保険契約を発行する企業におけるリスク管理及び活動に関する事項）**

2. 仮に保険契約資産及び負債を基礎ポートフォリオに含めることに適格である場合には、保険会社についても本公開草案の 7.1.4 項の要件を満たすと考える。
3. 本公開草案の用語や基礎ポートフォリオの範囲について、本公開草案は銀行を前提した内容となっており、保険会社における ALM 実務との整合性やリスク軽減会計の適用可否についての評価が困難であることから、用語や基礎ポートフォリオの範囲についての明確化が必要と考える。
4. 金利リスクの管理について、保険会社ではデリバティブを使用するだけでなく、金融資産を入れ替える（売却及び再投資を行う）ことで負債とのデュレーション調整を行っている。ここで、会計上は金融資産の売却損益が純損益（PL）において先行して認識される一方、保険負債との関係（経済価値の観点）では中立な状況が維持されていると考えられることから、このような会計と経済価値の観点とのミスマッチについて懸念を有している。また、企業のリスク管理活動の経済的影響を財務諸表に反映するという観点からは、デリバティブだけではなく、基礎ポートフォリオに含まれる現物の金融資産に係る売却損益についても繰り延べることを認めることが、保険会社にとっては有用であると考ええる。

（基礎ポートフォリオに関する事項）

5. 固定金利の性質を有する保険負債について、基礎ポートフォリオに含めることに適格であると解釈してよいかが明確ではないと考えられるため、この点をコメント・レターに含めることが考えられる。
6. 基礎ポートフォリオについて、変動金利の金融商品が含まれていることが前提となっていると考えられるため、固定金利の金融商品のみで構成されている場合にリスク軽減会計が適用できるかが明確ではないと考える。

(リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対する開示要求に関する事項)

7. リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対する開示要求については、過度な対応であるとする。

(保険契約資産及び負債を基礎ポートフォリオに含めることに適格である場合におけるリスク軽減会計の適用に関する事項)

8. 保険会社はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を多く保有しており、かつ、その他の包括利益（OCI）で認識することを選択する企業が存在することから、本公開草案の提案に従うと PL と OCI との間の会計上のミスマッチが大きくなる場合があると考えられるため、手当てが必要と考える。
9. IFRS 第 17 号「保険契約」では、複数の測定モデルが定められているため、測定モデルごとに適用できるかどうかを整理する必要があると考える。具体的には、変動手数料アプローチ（VFA）を採用している場合には一定のオプションが設けられていることから、リスク軽減会計をどのように適用するのかが不明であるとする。また、一般モデルにおいても、契約上のサービス・マージン（CSM）が対象になるかどうかといった点を考慮することが考えられる。

(その他)

10. 本公開草案の提案が保険会社に適した形で導入される場合には、会計上の変動性の低減という観点で一定の効果があると考えられるものの、保険会社におけるリスク管理活動の経済的影響を適切に表現するという目的を達成するためには、より広い観点での整理が必要であるとする。
11. 企業のリスク管理戦略が基準においてどのように担保することとされているのかを確認したい。

以 上